

おかげでスタート

結婚新生活支援事業

結婚し、岡谷市で新生活をはじめるとふたりを応援します
家賃・引越し・リフォーム費用などの補助 最大で30万円

◇対象の世帯

令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出した世帯

- ① 婚姻日の年齢が共に39歳以下であり、かつ、世帯の所得が400万円未満
限度額 30万円
- ② 婚姻日の年齢が共に42歳以下であり、かつ、世帯の所得が420万円未満
限度額 15万円

◇補助対象費用

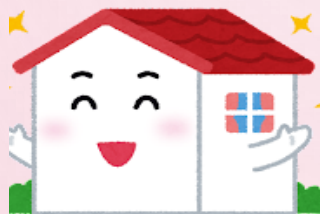
- ・ 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に支払った
 - ①住宅取得費用
 - ②住宅賃貸費用
 - ③引越し費用
 - ④リフォーム費用

※婚姻日より前に取得した住宅及び実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に支払ったものも含む



◇補助の要件

- ・ 対象の住所が市内にある
- ・ 夫婦の双方または一方が当該住宅に住所を有している
- ・ 他の公的制度による家賃補助当を受けていない
- ・ 過去にこの補助金を受けていない
- ・ 市税等に滞納がない など



申請期限 令和5年3月31日

*ただし申請が予算額に達した場合は、受付を終了することがあります。

お問い合わせ先： 岡谷市役所 社会福祉課 福祉総務担当 0266-23-4811 (内線1222)